## 商品概要説明書

令和7年度秋期・年末 定期貯金キャンペーン(ATM) スーパー定期貯金<単利型>

(令和7年10月1日現在)

	(令和7年10月1日現在)
商品名	・令和7年度秋期・年末 金利上乗せ定期貯金(ATM)
ご利用いただける方	・個人で、総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの方
期間	・定型方式
773 114	1年
	・自動継続(元金継続または元利金継続)
	※定期貯金通帳に現金でお預け入れいただく場合は元利金継続になります。定
	期貯金通帳にキャッシュカードからのお振替でお預け入れいただく場合お
	よび総合口座通帳に現金または振替でお預け入れいただく場合は、元金継続
	または元利金継続がお選びいただけます。
	※自動継続後はスーパー定期貯金<単利型>1年ものとしてお預かりします。
】 預入方法	
(1)預入方法	・一括預入(新規預入に限ります。)
(2)預入金額	- * 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(乙) 頂八金領	
	※現金でお預け入れいただく場合、ATMの機能制限により、1 契約あたりの
	預入金額の上限は100万円となります。
	※当JAのお客様が当JAのATMでキャッシュカードを利用しお預け入れ
	いただく場合、1日あたりの預入金額について制限はありません。ただし、
	当 J A のお客様が他 J A の A T M でキャッシュカードを利用しお預け入れ
( - )	いただく場合、預入金額に制限がかかってしまう場合がございます。
(3)預入単位	· 1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 英田久和	
(1) 適用金利	・預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.08%を上乗せした利
	率を初回満期日まで適用します。   ※
	※自動継続後は、原則として自動継続時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表
	示金利を当該満期日まで適用します。(自動継続後は、年 0.08%の上乗せは
(0) 利比 医库	適用しません。)
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
(こ) 会到棲却のる	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。  ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口・ホームページ
<ul><li>(5)金利情報の入</li><li>手方法</li></ul>	- ・金利は角頭の金利表がかートに表がしています。または、芯口・ホームページ - にてご確認ください。
手数料	
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
中途解約時の取扱い	・^。  ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によ
一 还 所	
	1 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
	ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯
	金利率によって計算します。
	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、
	要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合
	わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置   本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店または金融部(電話:0254-26-26
	00)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対
	処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決
	を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、
	苦情等を受け付けております。
h	·

	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は,次の機関
	別 尹 昨 (大 1日 恒	
		を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお
		申し出ください。
		新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)
		そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
		京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
		申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
		利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
		会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
		管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
		ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
		三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・取扱期間は含	令和7年10月1日(水)から令和7年12月30日(火)とさせて
事項	いただきます	
		・ 学止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日におけ
		川率により計算します。
= 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		m Para

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA北新潟